2025年日本国際博覧会子ども招待事業に関するSNS広告業務仕様書

１　業務名称

2025年日本国際博覧会子ども招待事業に関するSNS広告業務

２　業務目的

2025年日本国際博覧会において、次代を担う子どもたちに世界約160ヶ国の英知が結集された最先端の技術やサービス等に直接触れる体験により、将来に向けて夢と希望をたくさん感じ取ってもらうため、大阪の子どもたちに万博会場への来場機会を提供するにあたり、万博の入場券(チケットID)を配付する事業（以下「本事業」という。）を発注者で行っている。本事業の内容を幅広く府民に周知するため、SNS広告を行う。

３　契約期間

契約締結日から令和７年９月30日まで

４　実施計画

　　 受注者は、契約後直ちに「業務実施計画書」を発注者に提出し、本事業の実施体制、実施日等について発注者の承諾を得ることとする。

５　業務内容

(１)総論

本事業の申請者(別添「１.申請者」参照)及び配付対象者(別添「２.配付対象者」参照)に本事業の周知を行い、申請率を高めるための広報・周知を実施すること。

(２)　SNS広告

1. 本事業の申請者及び配付対象者をキーワードから絞り込むなどし、申請者及び配付対象者の端末に広報を行い、特設Webサイト(別添「３.特設Webサイト」参照)へ誘導し、申請率が向上するよう効果的な広報を実施すること。
2. 受注者はSNS(X・Instagram・Facebook・LINE)により、下記のとおりSNS媒体毎のクリック数を目標とし、各SNS媒体のあらゆる箇所に画像・動画を設置して広報配信を行うこと。また、SNS広告の広告文を提案すること。



1. 上記クリック数は、過去に実施したSNS広告期間の申請情報登録完了直後に実施するアンケートの結果をもとに、広告の参考効果を確認し、算出したものである。

（アンケート項目「なにで本事業を知りましたか？」の回答において、各SNS媒体を選択した回答数を広告クリック数で割り、媒体ごとの反応の傾向を分析したもの。）

そのため、⑤の配信期間中において、発注者が媒体ごとのクリック数とアンケート回答数の傾向に偏りがあると判断した場合は、発注者と受注者が協議の上合意した場合に限り、クリック数の目標配分について柔軟な調整（例：反応の良い媒体に一部クリック目標を移す等）を行うことができるものとする。

なお、本事業ではSNS広告による直接的な申請件数の計測は行っておらず、この割合は、広告ごとの効果を比較するための補助的な指標であり、成果を直接測定するものではない。

(別添「４.過去に実施したSNS広告時の「アンケート回答数(※)÷SNS広告クリック数」の結果」参照)

※　各SNS媒体毎のアンケート回答数は、任意の期間に提供可能。

1. クリック数はあくまで目標値であるため、達成した段階においても、⑤の期間中は配信すること。

※　クリック数は、GoogleAnalyticsでいうイベント数を指す。発注者がGoogleAnalytics分析の際に、総ユーザー数、イベント数、新規ユーザー数を比較の上、新規ユーザー数が極端に少ない場合は、配信方法等について、別途協議のうえ修正すること。

1. 配信は、令和７年７月10日(木曜日)から同年９月９日(火曜日)まで実施すること。また、７月末時点で目標クリック数が達成できない見込みの場合は、発注者に理由を説明し、協議のうえ改善策を実施すること。
2. ⑤に示す配信期間内で、早期にクリック数達成に努めること。
3. 各SNS媒体毎に、PR文言の変更など目標を達成できるよう配信内容を修正してもなお、８月中旬から下旬時点で目標クリック数の達成見込みがない場合は、総合計クリック数50,000を目標に変更し、発注者と協議の上合意した場合に限り、クリック数の少ないSNSからクリック数が多いSNSにクリック数を融通することができるものとする。
4. SNSは、X以外のアカウントは作成していないため、Instagram・Facebook・LINEについては、SNS広告用のアカウントを作成し、SNS広告の配信を実施すること。

なお、Instagram・Facebook・LINEの広告アカウントは本業務専用として作成・運用すること。運用終了後、発注者の指示により削除すること。

1. SNS広告は、発注者が提供する画像及び動画を使用し、SNS広告を行うこと。

なお、動画及び画像は、修正可とする。修正する場合は発注者の校正を受けること。

1. 本事業の特設WebサイトのリンクをSNS広告で配信する投稿に設置するなど、申請率向上に繋がる広報をすること。（申請率向上に繋がる内容であれば、特設Webサイトのリンク以外でも可。）

なお、発注者は特設Webサイトのアクセス数を、GoogleAnalyticsを活用して分析を行っているため、特設Webサイトのリンクを使用する場合は、契約締結後に提供するSNS毎の該当URLを使用すること。

※　GoogleAnalyticsアカウントの閲覧権限の付与可。タグの追加は既存のパラメーターに影響を及ぼすため不可。

※　SNS広告によって、申請完了まで至った申請数は測定できないと想定しているため、申請完了となった数値の測定は不要。

1. 適宜配信状況等を報告すること。目標に満たない場合は発注者と協議のうえ、改善策を実施すること。
2. クリック数、閲覧した人の属性情報等を検証し、定期的((３)参照)に発注者に報告及び協議のうえ、改善策を実施すること。また、発注者から媒体等の変更指示があった場合には、対応すること。

|  |
| --- |
| 【参考】〇画像データ提供サイズは次のとおり　(著作権：大阪府)B2サイズ、A4サイズ、横1920×縦1080、横1080×縦1920、横360×縦1080、横720×縦1280、横2047×縦2047※形式は、ai、BMP、jpg、PDF、png、ppt　　　　＜参考：A4＞〇動画の提供は次のとおり　(著作権：大阪府)・15秒　横長　MP4　(サイズ：1080×1920px) ・15秒　縦長　MP4　(サイズ：1920×1080px) |

(３)効果測定

　 広報・周知の実施による効果について、調査・分析を行い、報告書を提出すること。報告書の提出は、事業開始時点(７月下旬を想定)、中間（８月中旬を目途）、事業終了の各時点（計３回）において行い、各回において必ず分析を行うこと。

なお、報告書には下記を含むこと。

1. 各SNS媒体毎の表示回数、クリック数、クリック率、クリック単価
2. パフォーマンスの良かった広告文等の傾向
3. 改善提案（必要に応じて）

６　事業管理体制

①　本事業を確実かつ効果的に実施できる適切な人員体制を確保すること。

②　本事業担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、発注者へ届け出ること。ま

た、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。

③　作成した広報物の権利許諾状況については発注者に報告すること。

④　広報物の作成にあたっては、男女共同参画社会の実現をめざす表現ガイドライン（大阪府府民文化部）、色覚障害のある人に配慮した色使いのガイドライン（大阪府府民文化部）を確認し、ガイドラインを遵守すること。（https://www.pref.osaka.lg.jp/koho/shikikaku/）

７　成果物の提出

５(２)⑤の配信期間終了後、令和７年９月30日（火曜日）までに発注者あて以下の成果物を提出すること。

なお、制作物等の著作権及び肖像権は、各媒体先に掲示をもって発注者に帰属するものとする。

(１) 実施報告書（A4サイズ２部）

(２) 本業務に関して作成した全ての成果物（作成した広報物・映像データ等をUSBメモリー等に格納して提出すること。）

(３) 各広報媒体の実績写真等、実施成果を漏れなく取りまとめた報告書（※USBメモリー等に格納して提出すること。）

８　その他

(１) 守秘義務について

受注者は、本事業の遂行上知り得た情報は、本事業遂行の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない 。

(２) 個人情報の取り扱いについて

①　 本業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受注者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受注者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受注者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。

② 　受注者は本事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、発注者に情報提供する

ことを当事者に事前に説明し同意を得ること。

③　本事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報は受注者に帰属するものとし、発注者の指示に従

い提供すること。

(３) 著作物の譲渡等

① 本事業に係る全ての成果品の著作権（著作権法第21 条から第28 条に規定する権利を含む）は、発注者に帰属すること。

② 成果品は納品以降、発注者が自由に各種媒体、印刷物に使用できるものとする。なお、受注者は発注者又は発注者が指定する第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。

ただし、成果品にこの契約の前から受注者が著作権を有するもの又は第三者が権利を有するパッケージプログラム（無償提供のもの、いわゆるフリーソフトを含む。）の著作権は、受注者又は当該第三者に留保されるものとする。

③ 作成した広報物の権利許諾状況については発注者に報告すること。

④ 本契約期間終了後、発注者が成果物を使用するにあたり、著作権使用料等が別途発生する場合には、そのすべてを委託金額内に含めること。

⑤ 本事業により作成する資料は、第三者が権利を有する著作物（写真、地図等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受注者において行うものとする。

⑥ 本事業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら発注者の責に帰する場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

(４) その他留意事項について

① 受注者は、職業安定法等の労働関係法令に違反しないこと。

② 受注者は、本事業の全部又は一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

③　本事業の実施に際しては、変更が生じる可能性があるが、その場合も柔軟に対応するものとし、発注者が求める事項は最大限実現できるよう努めること。

④ 受注者は、やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議の上、承認を得ること。

⑤ 受注者の責めに帰す理由により、損害を生じさせた場合（第三者に及ぼした損害を含む）は、受注者において責任をもって対応するとともに、その損害により生じた経費を受注者が負担するものとする。

⑥ 本仕様書に記載のない事項及び本事業の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議を行い、発注者の指示に従うこと。

別添

１.申請者

保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、配付対象者を現に監護する者)等

２.配付対象者

申請日において、大阪府内に居住し、令和7年4月1日時点で以下に該当する者

(1)４歳又は５歳の幼児【約13万人】

(2)府外の小学校・中学校・高等学校等に通学する児童又は生徒【約１万人】

(3)高等学校等に在学しない15歳から17歳までの者【約0.4万人】

３.特設Webサイト

<https://expo2025-kodomosyoutai-fukushi.jp/>

４．過去に実施したSNS広告時の「アンケート回答数(※)÷SNS広告クリック数」の結果

(※)「なにで本事業を知りましたか？」の質問に対して各SNS媒体の回答があったアンケート回答数

期間：令和７年４月25日から同年５月11日まで

